

行動原理に従い刑罰と治療を言い渡す仮想対応

下総精神医療センター
薬物依存治療部長 平井慎二

この研修会への参加者は、検察官、弁護士、裁判官、保護観察官、医師、回復支援施設職員、生活保護担当課職員などの対応する側の役、また、反復傾向のある違法行為を行う者という対応される側の役になり、次に示す仮想の状況と社会制度に従って、模擬裁判を展開する。

仮想の状況と社会制度

1. 反復する同一違法行為に関する社会の仮想状況

- 1) ヒトの行動の中枢は第一信号系と第二信号系の2つであり、第一信号系の過作動で生じる逸脱行為は治療可能であることが一般的な知識となっている。
- 2) 条件反射制御法や生活訓練を提供する施設が十分にあり、そのことが広く一般的に知られており、また、それらの施設に容易に連絡が可能であり、利用しやすい。
- 3) 取締処分側と援助側の専門職は、自領域の機能を発揮しながら、多領域の機能に期待し利用する方法を習得し、実行している。

2. 仮想の法の基本

次の違法行為治療法と違法行為処罰法が制定され、公布され、施行されている。

- 1) 違法行為治療法は、違法行為の成立に第一信号系の過作動が関与する疾病状態に至った者について、次を規定している。
 - ①本人はその疾病に対する治療や訓練を受けるなど、具体的な方策をとる義務を負う。この義務の違反を生じさせた第二信号系による不作為には刑罰が与えられる。
 - ②対応する者は職務の特徴に従い、上記の疾病状態に対して適切な治療、訓練を円滑に提供する義務を負う。この義務の違反には行政処分が与えられる。
- 2) 違法行為処罰法は、検挙した者の第二信号系における次に示す精神活動には刑罰と教育で対応することを規定している。
 - ①検挙された違法行為をその時点で促進した第二信号系の作用
 - ②検挙された違法行為の進行にその時点で可能な抵抗を怠った第二信号系の作用

3. 各領域の態勢

- 1) 治療体系（医療・福祉・教育機関等）の職員は違法行為治療法と違法行為処罰法に従い、反復傾向のあるその違法行為に対して、次のように対応することを基本方針とする通達が政府から出された。
 - ①反復傾向のある違法行為を犯した者への対応において、既遂の違法行為は自発的に通報せず、第一信号系を焦点とする治療を含む働きかけを優先する。
 - ②第二信号系に対しては取締側職員が参加する処遇を展開するよう努める。

2) 司法体系の職員は違法行為治療法と違法行為処罰法に従い、反復傾向のあるその違法行為に対して、次のように対応することが規定されている。

- ① 検挙した違法行為の成立機序を把握し、第一信号系においてその行為を促進する神経活動に対応する治療と訓練を言い渡し、また、第二信号系が同一行為の発現を抑制するための治療や訓練を選択しなかったこと、並びに事件時の違法行為の発現を促進したこと、あるいは許したことに対応する刑罰と教育を言い渡す。
- ② 処遇においては、言い渡された治療と訓練、刑罰、教育が実施されていることを観察し、違反者には刑罰を与える。

4. 模擬裁判の進め方

起訴と申立てで挙げられた検討事項に同一の法曹等が対応する。

1) 検察官は、送致された事件の成立に関して各信号系の関与を把握し、第二信号系には起訴を、並びに第一信号系には治療や訓練の内容や期間を検討すべきである旨の申立てをする (逮捕から判決確定までの図)。

この業務に関して、前もって精神医学の専門家に被告人の情報を与え、面接させるなどして、その意見を受けることができる。

2) 検察官が上記の申立てをしないとき、弁護人は、事件の成立に関して疾病に基づくと考える部分に対して、違法行為治療法に基づき治療や訓練の内容や期間を検討すべきである旨の申立てができる。

3) 検察官あるいは弁護人の申立てを受けて、裁判官は判定医を任命し、多職種の合議を複数回開催する。参加者は裁判官、検察官、弁護人、判定医、並びに、裁判官が招聘した治療や訓練、観察に関わる者などとする。

4) 検察官と弁護人は治療計画を裁判官に提出し、裁判はそれを材料にして検討をする。

5) 違法行為成立にかかわった第二信号系には刑罰と教育を与える。

前出の2. 仮想の法の基本の1)の①および2)の①と②が対象になる。

6) 違法行為成立に関わった第一信号系には治療と訓練を強制する。

前出の2. 仮想の法の基本の1)の②に従う。次の機序で第一信号系が違法行為成立にかかわるので、それらに対応する治療と訓練を強制する。

- i) 違法行為を促進する反射連鎖が強ければ、再発しやすい。
- ii) 社会生活を自立して規則的に過ごす能力や問題を解決する能力が乏しければ、軽微なストレスに反応し、第一信号系は生きる方向に作動し、過去に反復して作動した反射連鎖が作動しやすい。従って、社会適応性が不良であれば、被告人のもつ違法行為を促進する反射連鎖が作動しやすい。

5. 裁判で言い渡された処遇の進め方

社会内での治療や訓練、観察が言い渡された者は、保護観察の対象とする。

矯正施設内でも適切な治療や訓練を提供する。